

# 家畜の飼養を始める際の留意事項

令和6年4月  
山口県畜産振興課

家畜の飼養にあたっては、守るべき事項が法令により定められています。よくご理解いただいたうえで、適切に飼養してください。

新たに家畜の飼養を始めようとする場合は、まず、飼養予定場所の市町や県農林水産事務所（県家畜保健衛生所）へご相談ください。

## 家畜の飼養や畜舎・堆肥舎等を作る場合の申請・届出

### ● 家畜の飼養又は収容に係る許可・・・（窓口：県健康福祉センター、下関市）

県の条例で定められた指定地域（市街地や観光地等）において、次に該当する家畜を飼養又は収容しようとする場合は、知事（飼養地が下関市の場合は下関市長）の許可が必要です。

- ・牛、馬、豚・・・・・・・・・・ 1頭以上
- ・めん羊、やぎ・・・・・・・・・・ 4頭以上
- ・鶏（30日齢以上）・・・・・・・・ 100羽以上
- ・あひる（30日齢以上）・・・・ 50羽以上

（関係法規：化製場等に関する法律、化製場等の公衆衛生上必要な基準等に関する条例）

### ● 特定施設等の設置に係る届出・・・（窓口：県健康福祉センター、下関市）

次に該当する施設は水質汚濁防止法に基づく特定施設にあたりますので、着工する日の60日より前に知事（設置場所が下関市の場合は下関市長）への届出が必要です。

- ・牛房施設（総面積200m<sup>2</sup>以上）
- ・豚房施設（総面積 50m<sup>2</sup>以上）
- ・馬房施設（総面積500m<sup>2</sup>以上）

※畜房の総面積とは、畜舎内の個々の畜房の合計面積をいい、一つの事業場内に複数の畜舎がある場合は、これらの畜舎の畜房の総面積を合計したものが畜房の総面積となります。

（関係法規：水質汚濁防止法）

### ● 土地の形質変更に係る届出・・・（窓口：県健康福祉センター、下関市）

一定の規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質変更を行う場合は、着手する30日前までに知事（実施場所が下関市の場合は下関市長）への届出が必要です。

（関係法規：土壤汚染対策法）

● **農地の用途変更の許可申請・・・（窓口：市町）**

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が「農用地区域内の農地」の場合、農業用施設用地へ用途変更するための市町長の許可が必要です。

なお、農地の用途変更は、農地転用の手続きの前に実施する必要があります。

（関係法規：農業振興地域の整備に関する法律）

● **農地転用の許可申請・・・（窓口：市町の農業委員会）**

畜舎や堆肥舎等を建てる土地が「農地」の場合、農地以外へ転用するための農業委員会の許可が必要です。

（関係法規：農地法）

● **森林の開発許可申請・・・（窓口：市町、県農林水産事務所）**

畜舎や草地等を整備する際に、1 haを超える森林を開発する場合は、知事（開発場所が萩市及び阿武町の場合は各市町長）の許可が必要です。

開発面積が1 ha以下であっても、事前に市町へ伐採及び伐採後の造林の届出が必要です。開発前に市町や県農林水産事務所へ確認してください。

（関係法規：森林法）

● **自然公園区域の開発許可申請・・・（窓口：県農林水産事務所）**

国立公園、国定公園及び県立自然公園内で工作物を新築、改築、土地を開墾し、その土地の形状を変更する行為については、許可等が必要です。

（関係法規：自然公園法）

● **ばい煙発生施設の設置に係る届出・・・（窓口：県健康福祉センター、下関市）**

家畜ふんの焼却、火力乾燥させる以下に該当する規模の施設を設置する場合は、事前に知事への届出が必要です。また、排出基準の遵守や自主測定の実施等が必要となります。

・乾燥炉（火格子面積が1 m<sup>2</sup>以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時間以上又は変圧器の定格容量が200KVA以上）

・廃棄物焼却炉（火格子面積が2 m<sup>2</sup>以上、又は焼却能力が200kg/時間以上）

（関係法規：大気汚染防止法）

● **蜜蜂を飼育する際の届出・・・（窓口：県農林水産事務所、市町）**

蜜蜂を飼育する場合は、毎年1回、知事へ飼育届の提出が必要です。

（関係法規：養蜂振興法）

## ● 蜜蜂を転飼する際の許可申請・・・（窓口：県農林水産事務所、市町）

転飼する場合は、毎年1回、あらかじめ転飼地の知事へ転飼許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

（関係法規：養蜂振興法、山口県蜜蜂転飼条例）

## 家畜の衛生に関すること・・・（窓口：県農林水産事務所（県家畜保健衛生所））

### ● 家畜に該当する動物

家畜伝染病予防法における家畜とは、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう（エミュー）、ほろほろ鳥、七面鳥、蜜蜂です。なお、愛玩用として飼養する場合も、法令が適用されます。

（関係法規：家畜伝染病予防法）

### ● 「飼養衛生管理基準」の遵守

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、衛生管理区域の設定、衛生管理マニュアルの作成及び各種の記録等、家畜の飼養者が守られなければならない衛生管理基準が定められています。

（関係法規：家畜伝染病予防法）

### ● 「埋却地」の確保（馬は除く）

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、迅速に終息させるため、飼養家畜を処分し埋却することとなります。

飼養衛生管理基準により、埋却地等は家畜の所有者があらかじめ準備することが規定されています。

（関係法規：家畜伝染病予防法）

### ● 「定期報告」の義務

家畜の飼養状況や衛生管理状況等について、毎年1回（2月1日時点）、県家畜保健衛生所への報告が義務づけられています。

（関係法規：家畜伝染病予防法）

### ● 家畜伝染病予防法に基づく検査の受検

家畜の飼養者は監視伝染病の発生を予防・予察するため、発生の状況等を把握するための検査を受検する必要があります。検査の実施は、県家畜保健衛生所から連絡があります。

（関係法規：家畜伝染病予防法）

## ● 家畜伝染病予防法に基づく通報の徹底

家畜、家きんの種類ごとに指定する症状（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、BSE等）を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報する必要があります。

（関係法規：家畜伝染病予防法、特定家畜伝染病防疫指針）

## ● BSE検査の受検

BSEを疑う症状を呈した牛がみられた場合、所有者、診断又はその死体を検案した獣医師は、遅滞なく、県家畜保健衛生所へ届け出なければなりません。

BSEである可能性が高い牛、疑う症状を呈していた死亡牛は、中部家畜保健衛生所で検査を受ける必要があります。

（関係法規：家畜伝染病予防法、特定家畜伝染病防疫指針、牛海綿状脳症対策特別措置法）

## 家畜の死体の適正な取扱・・・（窓口：県健康福祉センター、下関市）

牛、馬、豚、めん羊、山羊の死体（ペットとして飼養されているものを含む）は、許可を受けた施設（死亡獣畜取扱場）以外で処理（解体、埋却、焼却等）することは禁止されています。

上記以外の、畜産農業から排出された動物の死体は、産業廃棄物として適切に処理しなくてはなりません。自己所有地内であっても、投棄、焼却、埋却は禁止されています。

（関係法規：化製場等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

## 家畜排せつ物の適正管理及び利用

### ● 家畜排せつ物の適正管理・・・（窓口：県農林水産事務所）

家畜等を一定数（牛10頭、馬10頭、豚100頭、鶏2,000羽）以上飼養する畜産農家は、構造設備に関する基準に適合した堆肥舎等の管理施設で家畜排せつ物を適切に管理しなければなりません。

なお、家畜の飼養頭羽数が一定数未満で、管理基準の適用を受けない小規模な家畜飼養者も、その家畜排せつ物について適正な管理を実施する必要があります。

（関係法規：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）

### ● 堆肥を肥料として他者に譲渡及び販売する場合の届出・・・（窓口：県農業振興課）

家畜の排せつ物や堆肥は「特殊肥料」にあたり、無償であっても肥料として譲渡及び販売するには届出が必要です。届出の前に県農業振興課へご相談ください。

（関係法規：肥料の品質の確保等に関する法律）

## ● 家畜や家畜の排せつ物の適正な管理

届出等の必要はありませんが、家畜や家畜の排せつ物が原因となって発生する臭気について注意が必要です。市町ごとに規制地域と規制基準が指定されています。

(関係法規：悪臭防止法)

## 動物用医薬品、飼料等の適正使用・・・(窓口：県農林水産事務所(県家畜保健衛生所))

動物用医薬品、飼料、飼料添加物等の対象動物や使用・給与方法の記載を確認し、記載されている場合は、それに従って適正に使用してください。

(関係法規：薬機法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)

## 牛の耳標の装着及び出生・異動等の届出・・・(窓口：中国四国農政局山口県拠点)

牛の所有者その他の牛を管理する者は、牛の両耳に個体識別番号を表示した耳標を着けなければなりません。

また、牛の出生・輸入・譲渡し等・譲受け等・死亡・輸出の際は届出が必要です。

(関係法規：牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)

## 産業動物の健康と安全の確保、動物による人への危害や迷惑の防止等・・・(窓口：県健康福祉センター)

動物の管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な管理及び動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めなければなりません。

(関係法規：動物愛護及び管理に関する法律)